平成２４年（フ）第１１６号
山形市十日町４丁目７番４―1105号　オーフォート十日町
債務者　後藤ひろ子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４号
沖縄県宮古島市平良字荷川取1394番地２
債務者　川滿　　学
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第１５号
沖縄県宮古島市平良字下里1106番地１　島尻ハイツ102号室
債務者　金城　和美
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第６５号
岐阜県安八郡輪之内町海松新田1073番地
債務者　木野　洋典
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
岐阜県大垣市高屋町２丁目48番地１
債務者　伊藤　　泉
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
静岡県富士市水戸島元町14番18―901号　イレブンコーポ大芝、前住所山梨県韮崎市下祖母石2153番地３
債務者　一瀬麻衣子（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１３１号
静岡県富士市伝法2619―19　グランドゥール21―301号、住民票上の住所静岡県富士市厚原587番地
債務者　長田　竜洋
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１９１号
奈良県香芝市畑７丁目７番24号
債務者　おしゃれヤマモトこと　田中　　浩
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
奈良県磯城郡田原本町大字金澤45番地
債務者　中川　義之
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２０６号
奈良県香芝市真美ヶ丘６丁目９番32―202号、前住所神奈川県横浜市鶴見区矢向５丁目13番２―201号
債務者　向山　美穂（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２１７号
奈良県香芝市上中1183番地の５　アシビハイツ12―403号
債務者　戸田多津子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２１８号
奈良県香芝市鎌田356番地１　シャトーフクダ１号館305号
債務者　井上　洋子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２２１号
奈良県大和高田市大字吉井12番地１　南、前住所奈良県大和高田市大字東中29番地の８
債務者　佐野　秀美（旧姓鳴神）
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
奈良県葛城市東室190番地２
債務者　前田　勇人
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
群馬県邑楽郡邑楽町大字鶉121番地２
債務者　甲森　隆志
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１３１号
群馬県邑楽郡邑楽町大字鶉121番地２
債務者　甲森　　愛（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１４１４号
愛知県津島市神守町字森本46番地１
債務者　吉田　洋子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部